

令和2年度 長崎支部保険料率は10.22%（令和元年度比-0.02%）の見込み

		全国	長崎支部
共通料率(A + B - C)		4.73 %	4.73 %
A. 第2号都道府県単位保険料率		3.89 %	
B. 第3号都道府県単位保険料率		0.87 %	
C. 収入等の率		0.03 %	
医療給付費についての調整前の所要保険料率(a)		5.27 %	6.43 %
調整(b)	年齢調整		▲0.16 %
	所得調整		▲0.75 %
医療給付費についての調整後の保険料率(a+b)			5.52 %
所要保険料率(a+b+4.73)			10.25 %
インセンティブ反映前(精算等含む)(c)			10.23 %
インセンティブ反映後(精算等含む)(d)			10.22 %
計		10.00 %	10.22 %

(注)・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.45%)、前期高齢者納付金等(3.44%)、保健事業費等(0.87%)、その他収入(▲0.03%)に係る合計の保険料率(4.73%)を加算したものである。

(注)・保険料率(c)は、所要保険料率(a+b+4.73)には含まれていない、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。

(注)・保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部ごとの加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。

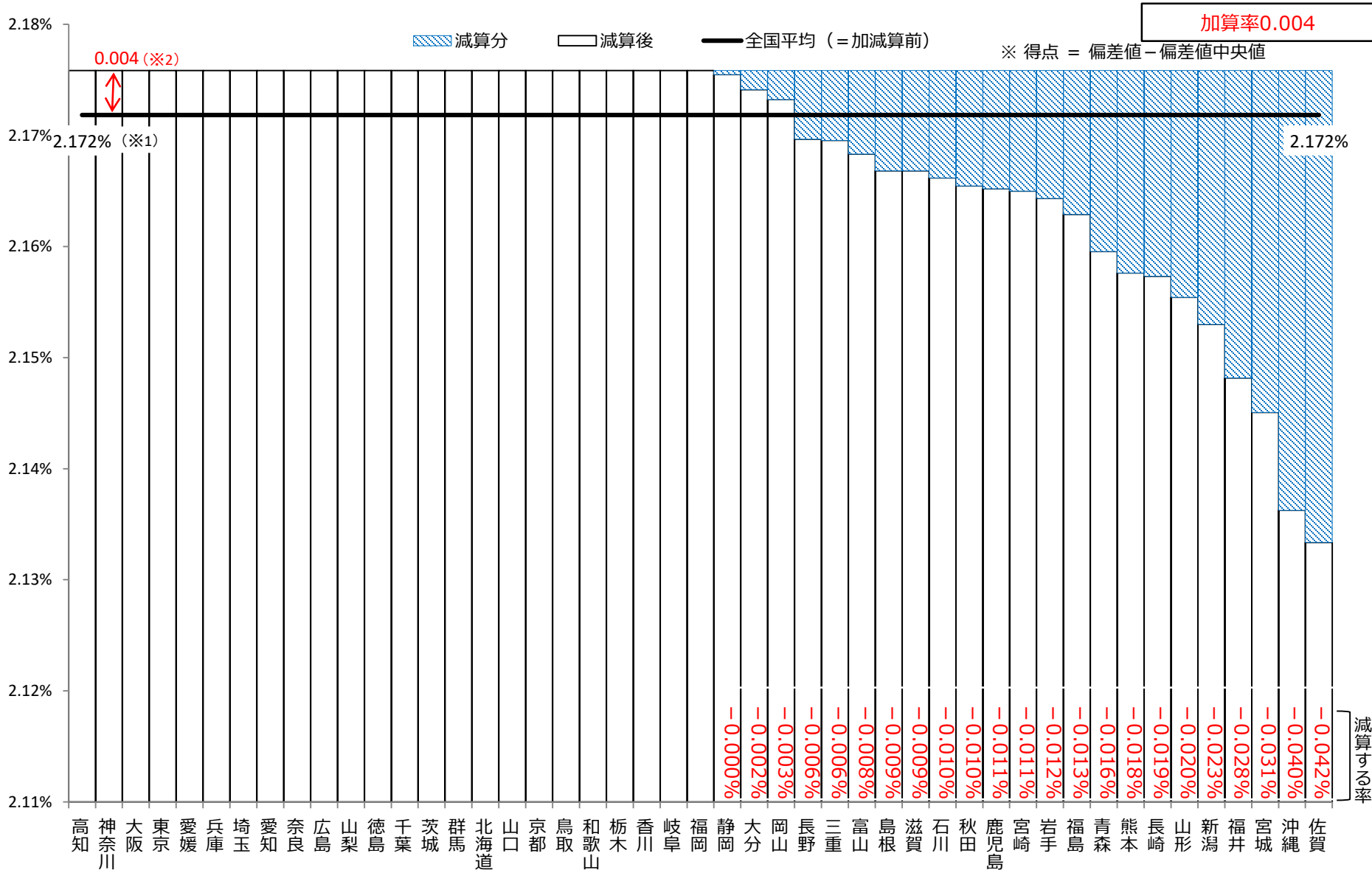
(注)・インセンティブ制度の加算額は、平成30年度の支部総報酬額の実績に0.004%を乗じて計算するため、これを令和2年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は(端数も込めてちょうど)0.004%になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は11月に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料(参考資料)の「平成30年度(4月～3月確定値)のデータを用いた実績」における減算する率と一致するとは限らない。

インセンティブ制度に係る平成30年度実績

【平成30年4月～平成31年3月分 確定値】
(一部抜粋)

平成30年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

【平成30年度（2018年度）実績評価 ⇒ 令和2年度（2020年度）保険料率へ反映した場合の試算】



※1 2.172%とは、平成31年度の後期高齢者支援金に係る料率であり、本集計においては当該料率を使用している。

※2 令和2年度（2020年度）保険料率に係るインセンティブの保険料率は、平成30年度（2018年度）総報酬額の実績に0.004%を乗じて令和2年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。本集計においては、計算のためのデータがないため、0.004%としている。（詳細は、「平成30年3月20日開催 第91回運営委員会資料 資料3」に掲載。）